

就学援助制度のお知らせ(令和3年度)

横浜市教育委員会

横浜市では、お子さんを横浜市立小・中・義務教育学校へ通学させるのに**経済的な理由でお困りの方**に対して学用品費、修学旅行費、給食費などを援助し、お子さんの就学を奨励する制度を設けています。
援助を希望される方は、次の説明をお読みのうえ、学校へお申し込みください。

1 援助の対象となる方

該当理由	
(1)現在生活保護を受けている方	(修学旅行実施学年または教育扶助未受給者のみ)
(2)令和2年4月以降生活保護を受けられなくなった方	(世帯変更による廃止を除きます)
(3)児童扶養手当を受けている方	(児童手当、特別児童扶養手当とは異なります。また、支給開始が年度途中の場合、認定期間が変わります)
(4)その他経済的にお困りの方	(所得制限があります)

認定の基準: 令和2年または令和3年の、世帯全体の所得が次の限度額以下の方
(世帯については、3頁「3-4 申請書の記入例及び記入上の注意」(*3)を参照)

世帯人員	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人
総収入(めやす)	368万円	434万円	485万円	550万円	608万円	678万円	731万円	787万円	821万円
総所得	250万円	303万円	344万円	396万円	442万円	500万円	548万円	598万円	628万円

*総所得とは、課税(非課税)証明書の「総所得金額」のことです。源泉徴収票の場合は「給与所得控除後の金額」欄、確定申告書の場合は「所得金額」の「合計」欄の金額をさします。(特別定額給付金は非課税のため、認定基準となる所得には合算されません。)

*ひとり親家庭、所得者が複数いるご家庭、障害者のいるご家庭(障害者手帳、療育手帳(愛の手帳)等をお持ちの方)、個別支援学級在級児童・生徒のいるご家庭、医療費控除を受けたご家庭、父母以外の方が養育するご家庭、及び平成30年度税制改正により影響のある給与所得のある方・公的年金等の収入のある方については、所得から一定額を控除するため、限度額を超えていても認定できる場合がありますのでお問い合わせください。

2 援助の種類と支給予定額(年額)

※下記の金額は目安となります。実際の支給金額とは異なる場合があります。

区分	学用品費等	入学準備費	宿泊を伴う校外活動費	修学旅行費	クラブ活動費	卒業アルバム代等	学校給食費	学校病医療費	日本スポーツ振興センター保護者負担金	
小学校	1年	16,680円 (1期5,560円)	63,100円 ※小学校入学前に受給していない場合のみ	補助対象 実費 (3,690円 限度)	補助対象実費 ※6年間通じて 1回のみ	-	現物給付	実費 ※申請により、各学校で治療券を発行	原則として当初申請期間に申請し、認定された方については、掛金免除	
	2~5年	-	-							
	6年	18,950円 (1期6,316円)	79,500円 (購入券支給分を含む)							11,000円
	教育扶助受給者	-	-							-
中学校	1年	30,200円 (1期10,064円)	79,500円 ※小学校6年次に受給していない場合のみ	補助対象実費 ※3年間通じて 1回のみ (国外の場合、 60,910円限度)	30,150円 (1期10,048円)	-	現物給付	実費 ※申請により、各学校で治療券を発行	原則として当初申請期間に申請し、認定された方については、掛金免除	
	2年	32,470円 (1期10,820円)	-		20,100円 (1期6,700円)					
	3年	-	-		10,050円 (1期3,348円)					8,800円
	教育扶助受給者	-	-		-					-

*「学用品費等」には、宿泊を伴わない校外活動費、通学用品費(入学準備費受給者を除く)、PTA会費、生徒会費が含まれています。学年途中で市外から転入するなど、受給資格が1年に満たない場合は、減額支給となります。

*「入学準備費」は、4月に遡って認定された1年の児童・生徒のみが支給対象となります。
小学校入学前に小学校の「入学準備費」を受給した方、及び小学校6年で中学校の「入学準備費」を受給した方は、入学準備費は支給されません。**小学校の入学準備費申請が認定になった方で、入学準備費以外の費目を必要とされる場合には、今回の就学援助を改めて申請してください。(ただし、非認定となる場合もあります。)**

*「宿泊を伴う校外活動費」は、交通費・見学のうち保護者が実際に負担した額を限度額内で支給します。

*小学校の「クラブ活動費」は、学校で徴収する材料費等が支給対象となります。

*「学校給食費」は、給食の休止期間(夏休み、給食室改修等による)は対象となりません。

*小学校の「学校給食費」は就学援助認定後、無償提供となります。詳細は「5 小学校給食費について」をご覧ください。

*中学校の「学校給食費」は事前注文した給食を無償提供します。詳細は別紙「中学校給食費について」をご覧ください。

*「学校病医療費」でいう学校病(トラコーマ、結膜炎、白せん、疥せん、濃痂疹、中耳炎、慢性副鼻腔炎、アデノイド、むし歯、寄生虫病)の治療には、各学校で発行する治療券が必要です。事前に学校へご相談ください。

*就学援助は、各費目を支給する制度であり、学校納入金を免除するものではありません。(ただし、学校病医療費は治療券を交付し、日本スポーツ振興センター保護者負担金は免除します。小学校給食費は充当します。)

*学校納入金等に未納がある時は、援助費を充当する(未納分に充てる)場合があります。

*就学援助費を口座振込で受け取る場合で、振込先の口座番号等を誤って学校に届けられた場合、正しい口座に振り込みなおす時の手数料を負担していただく場合がありますので、ご注意ください。

3 書類の記入について

3-1 必要書類について

申請理由(1頁参照)	提出書類
(1)現在生活保護を受けている方	申請書のみで申請できます。
(2)生活保護を受けられなくなった方	申請書のみで申請できます。
(3)児童扶養手当を受けている方	原則として申請書のみで申請できます。 「3-2 所得等の確認についてのご案内」を参照し、必要な場合は書類を添付してください。
(4)その他経済的に困りの方	原則として申請書のみで申請できます。 「3-2 所得等の確認についてのご案内」を参照し、必要な場合は書類を添付してください。

3-2 所得等の確認についてのご案内

次の【条件】のうちいずれかに該当する方で、教育委員会が行う

所得等の確認に同意していただける方は、**証明書の添付が不要**です。

(ただし、申請理由(4)に該当し、障害年金または遺族年金を受給している方は年金の証明書(※1)が別途必要です。)

【条件】	
●横浜市で児童扶養手当を受給している(または受給見込み)	
●令和3年1月1日現在、横浜市で住民登録をされており、住民票上の氏名で税の申告をしている	

左のいずれにも該当しない方は、「3-3 提出書類のご案内」をお読みください。

「所得等の確認」とは？

18歳以上の世帯員について、それぞれご本人の同意に基づき児童扶養手当受給状況や、課税証明書の内容を教育委員会が確認します。なお、【条件】に該当しない方については確認ができないので、同意は不要です。

《同意する場合の申請書の記入方法》

申請者(保護者)の方は、申請書の氏名欄に押印してください。

世帯員の方は、氏名欄の右側にある同意欄に押印または署名をしてください。

(※1)年金の証明書とは、年金振込通知書・年金額改定通知書等、氏名と受給金額が分かるものをさします(コピー可)。

*同意いただいた方でも、所得が確認できなかった場合は後日書類の提出をお願いすることがあります。(離婚や離職、未申告等)

*申請理由(4)で申請する方のうち、**今年に入って離婚や死別等で世帯の構成が変わった方**は、別途書類の提出をお願いしたり、ご事情をうかがうことがあります。また、支給時期が遅くなることがありますので、ご了承ください。

*申請理由(4)のうち、令和3年の所得により申請を希望する場合は、同意による所得等の確認はできませんので、「3-3 提出書類のご案内」をお読みのうえ、書類を添付して申請してください。

3-3 提出書類のご案内

所得等の確認に同意しない方、【条件】に該当しない方、令和3年分所得証明書を提出される方へのご案内です。

申請理由	必要な書類(原本またはコピーを添付してください)
(3)児童扶養手当を受けている方	◆ 児童扶養手当証書のコピー(有効期限内のもの、原本不可)
(4)その他経済的に困りの方 (注)源泉徴収票は他に所得のある場合は使用できません。 (注)家族の扶養に入っていない18歳以上のすべての方について証明が必要です。 (注)添付された書類について内容の確認や資料の追加提出をお願いする場合があります。	当初申請 <以下の(ア)のうちいずれか、及び該当者は(イ)> (ア) { ◆令和2年分源泉徴収票(年末調整されているもの) ◆令和2年分確定申告書控1,2表(e-Taxの場合は申告内容確認票)(受付印など受理の記録があるもの) (イ) 年金の証明書(老齢年金を含め、公的年金を受給している方全員)(※1)
	追加申請(7月以降) <以下の(ウ)のうちいずれか、及び該当者は(エ)> (ウ) { ◆令和3年度市民税・県民税課税(非課税)証明書(省略のないもの) ◆令和3年度市民税・県民税特別徴収税額通知書 ◆令和3年度市民税・県民税税額決定納税通知書 (エ) 年金の証明書(障害年金または遺族年金を受給している方)(※1) *令和4年1~2月に、令和3年分の源泉徴収票または確定申告書控を添付して申請することもできます。

(ウ)の書類は6月以降に発行されます。

(※1)年金の証明書とは、年金振込通知書・年金額改定通知書等、氏名と受給金額が分かるものをさします(コピー可)。

3-4 申請書の記入例及び記入上の注意

- * 1 申請書上部が受領を希望する保護者の方の申請欄になります。申請欄は、学校長への事務の委任、及び教育委員会による所得等の確認への同意を含みますので、よく読んで記入してください。
- * 2 右上に対象となるお子さんの氏名を記入してください。対象となるお子さん1人につき申請書が1枚必要です。
- * 3 就学援助制度をお申込みの際には児童・生徒及び申請者の他に、世帯状況の記載が必要です。

世帯状況欄にご記載いただく世帯員の方
 ●同居している方(住民票の世帯が別である場合も含む)
 ●単身赴任などで同居していないが同一生計の方
 ●遠隔地扶養している親族(課税証明書等で扶養関係の確認ができる場合のみ)

生活保護に準ずる制度のため
 同一居住の方や同一生計の方は、
 同一世帯として審査します。

- * 4 受領方法については、第17号様式の1(受領申出書)の該当する項目に☑をしてください。口座振込をご希望の方は、その下の口座振込依頼書により振込口座を届け出てください。申請者名と口座名義人は同一にしてください。

(記入例)

ア 学校提出年
 イ 申請者の方は、必ず押印して
 ウ 児童・生徒から見
 エ 小学校1年生・中学校1年生の申請の場合、入学準備

横浜市教育委員会教育長 私は、次の理由により就学援助を申請します。 なお、援助費の請求・受領・戻入・充当・復委任に関することは校長に委任します。 また、教育委員会による私の所得等の確認について同意します。(※) 令和 3年 4月 10日 申請者氏名欄に必ず押印して下さい。		学校名 港町 小 中学校 1 年 1 組
② 氏名 横浜 太郎	児童・生徒との続柄 父	① 氏名 横浜 二郎
現住所 横浜市 中 区 本町6丁目50番地の10	職業 会社員	生年月日 平成 2008年12月12日 西暦
電話番号 〇〇〇(×××)△△△△	生年月日 昭和 52年 10月 2日 平成 西暦	③ 身体状況 個別級・B2
身体状況 工	年金の受給について 受給無	④ 身体状況 個別級・B2
※所得等の確認は、ご本人の同意に基づいて行います。申請者の方が確認に同意されない場合は、申請文にある「また、教育・・・同意します」の部分有二重線で削除してください。		
世帯状況: 上記「① 児童・生徒」「② 申請者(保護者)」以外の世帯員全員(記入日現在)を記入してください。 (祖父母、同居人等の同一住所の方についても忘れずに記入してください。)		
世帯員氏名 (上記児童・生徒・申請者以外)	続柄	所得等の確認について (18歳以上の方のみ)
③ 横浜 花子	母	同意する場合は本人の印または署名 (フルネーム) 印 (横浜 花子)
④ 横浜 一郎	兄	同意する場合は本人の印または署名 (フルネーム) 印 ()
⑤ 関内 一男	祖父	同意する場合は本人の印または署名 (フルネーム) 印 (関内)
⑥		同意する場合は本人の印または署名 (フルネーム) 印 ()
⑦		同意する場合は本人の印または署名 (フルネーム) 印 ()
⑧		同意する場合は本人の印または署名 (フルネーム) 印 ()
上記世帯員のうち、申請者と異なる住所の方がいる場合、その方の氏名及び住所をお書きください。		⑥ 年金の受給について 無 有 老齢 障害 遺族
		⑦ 職業及び 在学学校名 パートタイマー 港町中学校 3年 なし
⑨ 送付書類がある場合は☑をしてください 例 障害年金・遺族年金関係書類 所得を証明する書類 など		
◎小学校1年生・中学校1年生で下記に該当する方のみ☑をしてください。		
☑ 申請日現在、すでに申請児童・生徒本人の入学準備費を受給または申請中である (他都市での受給・申請を含む) ※横浜市では12月頃に支給しています。兄弟姉妹の受給・申請ではありません。		
◎全員ご記入・ご回答ください (該当する項目に☑をしてください)		
【申請理由】		
☐ 1. 現在、生活保護を受給している 【申請理由1】		
☐ 2. 令和2年4月以降、生活保護が停止または廃止になった 【申請理由2】		
☐ 3. 児童扶養手当を受給または申請中である 【申請理由3】 ※児童手当・特別児童扶養手当ではありません		
☑ 4. その他経済的に困っている (該当する下記項目に☑をしてください) 【申請理由4】		
☐ ひとり親家庭だが 児童扶養手当を受給できない ⇨ (☐基準を超える所得がある ☐年金受給 ☐同居者がいる)		
その他: ☐ 離職 / ☐ 死別 / ☐ 離婚 (年 月) ←日付を記入してください ☑ 高額な医療費がかかる その他、就学援助を必要とする理由をお書きください。 (例) ・扶養家族が多く、経済的に困難である ・職業が不安定なため経済的に困難		

エ 「身体状況」欄は、障害者手帳別
 支援学級に在級している場合は「個
 別級」と記入してください。
 オ 公的年金の振込をすでに受けてい
 る年金の種類に☑をしてください。
 障害年金・遺族年金を受給して
 いる場合は、同意された方でも年
 金の種類に☑をしてください。
 証明書を添付している場合は、同
 意された方でも年金の

キ 申請理由について、該当する項目1~4のいずれかに入力してください。【申請理由4】に当てはまる項目をお答えください。

4 結果のお知らせと支給予定時期

審査結果（認定・非認定等）は学校を通じてお知らせします。当初申請された方へのお知らせは7月下旬頃です。審査の結果、不足書類がある方及び認定とならなかった方へもその旨お知らせいたします。

就学援助費は学校を通じて支給しますので、**支給期日など詳しくは学校からお知らせします。**

支給費目	学用品費等	入学準備費	宿泊を伴う 校外活動費	修学旅行費	クラブ活動費		卒業アルバム代等	学校給食費
					小学校	中学校		
第1期（4～7月分） 7月下旬頃支給	○	○（一括） （小1・中1のみ）	行事实施後に支給 （実施の数か月後）		—	○	—	全額充当
第2期（8～11月分） 11月下旬頃支給	○	○ （小6のみ）			—	○	—	
第3期（12～3月分） 3月中旬頃支給	○ （端数調整あり）	—			○ （年額）	○ （端数調整あり）	○ （小6・中3のみ）	

*各費目の支給予定時期は、表のとおりです。ただし、若干前後することがあります。

*書類の提出時期により、2期以降にまとめて支給することがあります。

*小学校6年生対象の入学準備費用の購入券は令和4年1月頃に配布予定です。

5 小学校給食費について※中学校給食費については別紙「中学校給食費について」をご覧ください。

5-1 申請中の小学校給食費

【昨年度末（令和2年度末）まで就学援助の対象となっていた方】 審査結果が届くまでお支払い不要です。
*お支払い不要の方であっても、学校へお申し出いただくことにより、お支払いすることができます。

【今年度（令和3年度）初めて申請する方】 審査結果が届くまでお支払いしていただきます。
*審査結果のお知らせにより、認定となった方は、お支払い済みの小学校給食費をお返しします。

*新1年生については、令和2年度に小学校に兄弟が在籍し、令和2年度末まで就学援助の対象となっていた場合、審査結果が確定するまで、お支払い不要です。

5-2 審査後の小学校給食費

【認定された方】 お支払い不要

* お支払い済みの小学校給食費をお返しする時期

審査結果のお知らせ送付	お支払いのお知らせ送付	お返しする金額	振込予定月
7月下旬	9月中旬	お支払い済実費	9月下旬
9月中旬～10月中旬	12月中旬	お支払い済実費	12月下旬
11月中旬～3月中旬	4月中旬	お支払い済実費	5月上旬

* 学用品費の支給時期と小学校給食費をお返しする時期は異なります。

【認定されなかった方】 下段の表のとおり、まとめてお支払いいただきます。（金額は予定）

審査結果のお知らせ送付	お支払いのお知らせ送付	お支払い金額（内訳）	口座振替日
7月下旬	8月中旬	18,400円（5月期～8月期）	8月30日
9月中旬まで	10月中旬	27,600円（5月期～10月期）	10月29日
10月中旬まで	11月中旬	32,200円（5月期～11月期）	11月29日

【10月時点で審査結果が出ていない方】 下段の表のとおり、まとめてお支払いいただきます。

—	11月中旬	32,200円（5月期～11月期）	11月29日
---	-------	-------------------	--------

6 申請方法

就学援助を希望される方は、3ページ目の「3-4 申請書の記入例及び記入上の注意」を参照しながら別紙の申請書に必要なことごとを記入し、必要な場合は添付書類を添えて、提出してください。

申請書がお手元がない場合は、学校へお問い合わせください。

当初申請	提出先	お子さんの通っている学校	担当	各学校の学校事務職員
	受付期間	別紙学校からの資料をご確認ください		

*お子さんが2人以上いる方は、お子さん1人につき1枚の申請書を提出してください。

*年度当初の受付は4月ですが、その後もお困りの状況になりましたら学校へご相談ください。

7月以降、2月末日まで追加受付を行います。

お問合せ先	お子さんの通っている学校	担当 各学校の学校事務職員		
	または、横浜市教育委員会			
	全般については	学校支援・地域連携課	就学係	Tel 6 7 1 - 3 2 7 0
	「小学校給食費」については	健康教育・食育課	給食係	Tel 6 7 1 - 3 6 9 6
	「中学校給食費」については	健康教育・食育課	給食係	Tel 6 7 1 - 4 1 3 6
	「学校病医療費」「日本スポーツ振興センター保護者負担金」については	健康教育・食育課	保健係	Tel 6 7 1 - 3 2 7 5